

パーキングパーミット制度に関する 都道府県向けアンケート調査の 結果報告

国土交通省 総合政策局
安心生活政策課
平成29年6月

アンケート実施概要

■実施対象

- ・調査対象：47都道府県
- ・回答率：100%

■アンケート実施期間

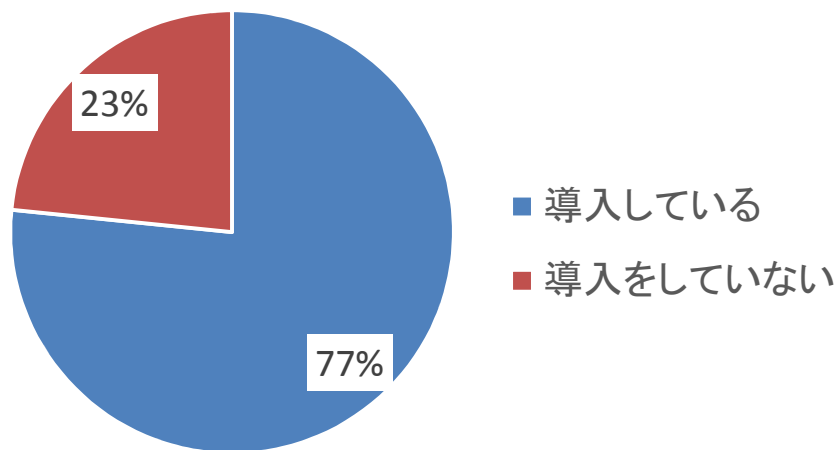
- ・調査期間：2017年5月15日～5月25日

アンケート項目		
制度導入の有無		制度導入の有無について
制度導入地方公共団体	制度の基礎情報	利用対象者の要件、対象となる施設、駐車区画数等について
	制度の評価	導入理由、導入の成果、課題、罰則、相互利用について
制度未導入地方公共団体	制度の導入意向	制度の導入予定の有無等について
	制度の課題等	制度の課題、導入しない理由等について
その他の適正利用方策		パーキングパーミット制度以外の取組とその成果・課題等について

パーキングパーミット制度の導入状況について

- 平成18年に佐賀県で導入されて以来、全都道府県のうち36府県で導入している。
- 未導入の地方公共団体のうち、3市が独自に導入している。
(埼玉県 川口市、埼玉県 久喜市、沖縄県 那覇市)

■ パーキングパーミット制度を導入の有無(N=47)



■ 制度を導入している都道府県一覧

No	府県名	導入時期	No	府県名	導入時期
1	佐賀県	H18/07	19	広島県	H23/07
2	熊本県	H19/01	20	京都府	H23/09
3	山形県	H19/06	21	茨城県	H23/10
4	長崎県	H19/08	22	福岡県	H23/12
5	福井県	H19/10	23	大分県	H23/12
6	栃木県	H20/09	24	新潟県	H24/01
7	島根県	H20/12	25	宮崎県	H24/02
8	福島県	H21/07	26	兵庫県	H24/04
9	徳島県	H21/07	27	三重県	H24/10
10	群馬県	H21/08	28	山梨県	H24/11
11	鳥取県	H21/10	29	静岡県	H25/02
12	鹿児島県	H21/11	30	滋賀県	H25/05
13	岩手県	H22/04	31	大阪府	H26/02
14	愛媛県	H22/07	32	石川県	H27/11
15	山口県	H22/08	33	奈良県	H28/01
16	岡山県	H22/12	34	和歌山県	H28/01
17	高知県	H23/02	35	長野県	H28/04
18	香川県	H23/05	36	秋田県	H28/10

パーキングパーミット制度の利用対象施設について

- 利用対象施設としては、「官公庁・公共施設」「医療・福祉施設」「大型スーパーマーケット・ホームセンター等」が多い。

施設名	官公庁・公共施設	医療・福祉施設	大型スーパーマーケット・ホームセンター等	観光・宿泊施設	スポーツ施設・公園	銀行・郵便局	その他商業施設等	コンビニエンスストア・ドラッグストア	駅・空港・道の駅(港)	駐車場	飲食店
岩手県	162	84	111	40	49	4	0	0	6	6	3
秋田県	154	70	69	33	53	26	0	0	9	2	3
山形県	253	40	80	19	44	39	0	0	17	8	2
福島県	211	220	236	48	70	28	2	30	23	7	16
栃木県	265	65	149	57	83	40	0	0	12	4	3
群馬県	427	81	277	13	0	37	0	0	0	0	1
新潟県	167	55	303	20	31	99	0	21	4	7	8
石川県	67	50	74	23	26	27	1	0	7	5	0
長野県	161	17	66	36	73	6	0	0	41	0	1
静岡県	326	181	648	73	118	190	68	2	3	5	24
京都府	392	141	118	72	59	152	0	104	12	20	25
奈良県	197	45	11	32	40	5	0	8	4	22	0
和歌山県	161	52	41	36	50	19	4	27	15	2	1
島根県	82	44	56	41	24	29	0	0	12	1	2
岡山県	269	152	304	41	59	122	0	0	15	13	6
広島県	512	214	209	75	111	35	2	26	25	60	2
山口県	553	144	271	13	46	36	0	0	6	2	3
徳島県	185	42	54	22	41	37	0	17	11	9	5
香川県	212	53	155	66	71	143	18	9	13	15	3
愛媛県	299	79	129	29	92	79	6	2	20	16	1
高知県	266	129	103	46	67	53	0	236	27	0	35
長崎県	231	195	85	30	44	40	0	51	9	3	5
熊本県	626	255	124	63	65	96	1	323	31	10	28
宮崎県	260	209	156	109	69	126	2	117	17	11	18
鹿児島県	637	253	348	98	34	116	63	21	24	6	78

※データのある地方公共団体のみ記載

パーキングパーミット制度の利用対象者について

- 利用対象者の要件は地方公共団体によって異なる。
 (例 : 聴覚障害者が対象となる地方公共団体と、そうでない地方公共団体がある。
 妊産婦について、産後3ヶ月まで、産後6ヶ月まで、産後2年間まで等とさまざまである。)
- 利用証の有効期限も地方公共団体によって異なる。

■ 身体障害者手帳に基づく利用対象者

身体障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	該当なし	有効期限 (最短) (最長)	
								3年	無期限
視覚障害	36	36	36	36 (※1)	—	—	—	3年	無期限
聴覚障害		20	20	—	—	—	16	3年	無期限
			36	—	34	—	—	3年	無期限
音声言語機能障害			—	—	—	—	36	—	—
肢体不自由	上肢	36	36 (※2)	5	5	—	—	3年	無期限
	下肢	36	36	36	36	34	34	3年	無期限
	体幹	36	36	35	—	32	—	3年	無期限
脳原性運動機能障害	上肢機能	36	36	3	—	2	—	3年	無期限
	移動機能	36	36	36	34	34	34	3年	無期限
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
	腎臓機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
	呼吸器機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
	膀胱又は直腸機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
	小腸機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
肝臓機能障害	36	—	36	33	—	—	3年	無期限	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	36	36	35	34	—	—	—	3年	無期限

(※1) 静岡県のみ4級の1までが対象

(※2) 静岡県のみ2級の2までが対象

1級	2級	3級	4級	5級	6級	該当なし
19	19	19	19	—	—	—
—	8	8	—	—	—	11
—	—	19	—	15	—	—
—	—	—	—	—	—	19
19	19	3	3	—	—	—
19	19	19	19	16	16	—
19	19	19	—	15	—	—
19	19	19	18	15	15	—
19	—	19	18	—	—	—
19	—	19	18	—	—	—
19	—	19	17	—	—	—
19	—	19	18	—	—	—
15	15	15	13	—	—	4
19	19	19	18	—	—	—

(参考: 平成22年度調査研究時結果)

パーキングパーミット制度の利用対象者について

■その他の利用対象者

	要介護					要支援		該当なし
	5	4	3	2	1	2	1	
高齢者	36	36	36	36	32	4	4	—

	A1	A2	B1	B2	C	該当なし
知的障害	36	36	1	1	0	—

	1級	2級	3級	該当なし
精神障害	32	1	0	4

	全ての疾病	特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	該当なし
難病患者	2	31	22	20	—

	母子手帳取得時～	妊娠7ヶ月～(※1)	～産後3ヶ月(※2)	～産後6ヶ月	～産後1年	～産後1年半(※3)	～産後1年半以上(※4)	該当なし
妊産婦	11	36	36	20	17	6	1	—

(※1) 宮崎県は産前4ヶ月前から対象としている

(※2) 妊娠7ヶ月～産後3ヶ月の地方公共団体のうち、岩手県は有効期限を出産予定日の前後12週間、熊本県と鹿児島県は有効期限を1年未満としている

(※3) 山梨県では、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る

(※4) 長野県では、母子健康手帳を取得した者、産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る

	車いす・杖使用者等移動配慮者
けが人	33(※5)

(※5) 交付要件は現に車いす等を使用している場合や、医師の診断が必要な場合等がある

有効期限(最短)(最長)	
2年	無期限

最短	最長
3年	無期限

最短	最長
3年	無期限

最短	最長
3年	無期限

最速	最長

最短	最長
1年以内	5年

要介護					要支援		該当なし
5	4	3	2	1	2	1	
19	19	19	19	16	3	3	—

A	A	B	C	該当なし
2	19	—	—	—

1級	2級	3級	該当なし
15	—	—	4

全ての疾病	一部疾病を除く	該当なし
14	5	—

母子手帳取得時～	妊娠7ヶ月～	～産後3ヶ月	～産後6ヶ月	～産後1年	～産後1年半	該当なし
1	19	19	8	5	1	—

車いす・杖使用者	該当なし
15	4

(参考:平成22年度調査研究時結果)

パーキングパーミット制度の対象となりうる人数等について

- パーキングパーミット制度の対象になりうる人数は約10万～20万人程度が多い。
- それらのうち、おおむね3割以下の方が利用証を所有している。

	PP 制度 の対象に なり得る人 数	利用証のの べ発行数	実際の利 用証の所 持者数		PP 制度の 対象になり 得る人数	利用証のの べ発行数	実際の利 用証の所 持者数
岩手県	131,308	9,794	9,471	奈良県	—	1,347	—
秋田県	120,000	2,492	2,435	和歌山県	—	1,347	—
山形県	—	26,285	20,690	鳥取県	—	12,339	7,168
福島県	185,000	53,967	52,932	島根県	—	8,159	7,060
茨城県	—	72,796	—	岡山県	—	34,384	約29,000
栃木県	—	57,110	—	広島県	—	55,344	42,373
群馬県	—	64,792	—	山口県	150,000	45,050	36,244
新潟県	272,586	51,838	36,021	徳島県	—	11,685	6,579
石川県	約12,000	2,836	2,836	香川県	103,284	7,675	5,839
福井県	—	11,825	9,448	愛媛県	—	30,321	—
山梨県	80,000	21,144	—	高知県	44,818	12,250	12,250
長野県	—	9,306	9,291	福岡県	—	82,224	—
静岡県	約24万	27,084	25,547	佐賀県	76,975	41,783	20,900
三重県	—	46,579	—	長崎県	171,425	22,661	—
滋賀県	約80,000	4,583	4,349	熊本県	93,065	42,042	—
京都府	312,461	11,820	8,505	大分県	—	16,178	—
大阪府	—	5,490	—	宮崎県	—	24,117	20,575
兵庫県	480,966	15,661	—	鹿児島県	—	36,009	33,192

(—…不明)

パーキングパーミット制度の対象となる駐車区画数について

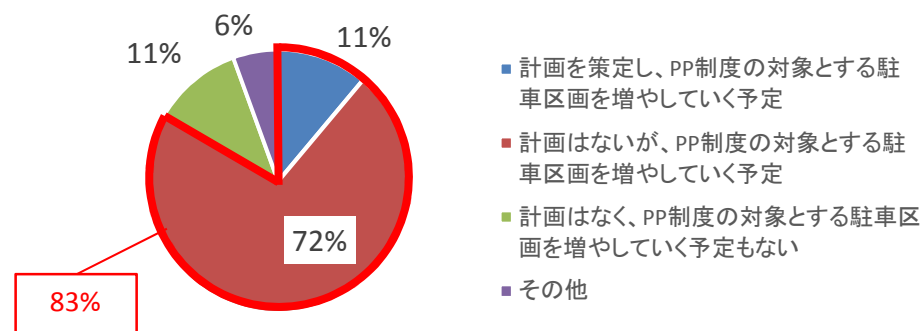
- パーキングパーミット制度の対象となる駐車区画数については、回答のあった地方公共団体全てにおいて、増加している。
- なお、パーキングパーミット制度の対象となる3.5m未満の駐車区画数においては約8割、3.5m以上の駐車区画数においては約9割の地方公共団体が区画数を増やしていく予定としている。

■ 駐車区画数の推移

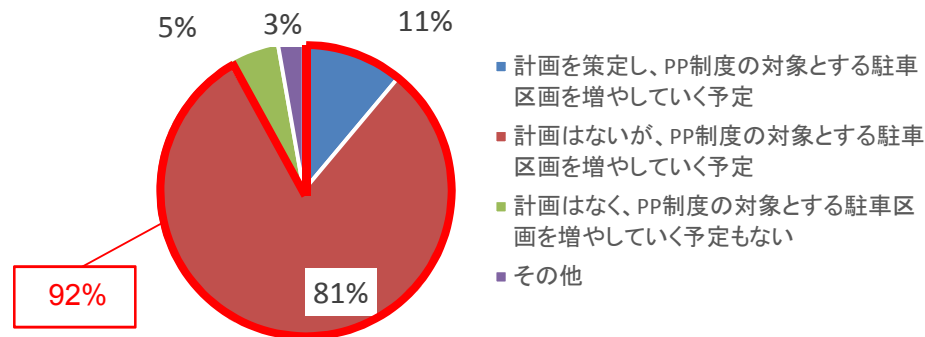
地方公共団体	3.5m以上の駐車場		3.5m未満	
	導入時	現在	導入時	現在
新潟県	268	1525	50	520
京都府	701	1129	484	1030
奈良県	671	714	562	603
和歌山県	706	980	165	202
岡山県	1503	2014	70	205
広島県	2533	3049	622	709
山口県	966	1386	584	866
香川県	1056	1139	98	874
宮崎県	246	800	242	609

※データのある地方公共団体のみ記載

■ 今後計画的にPP制度の対象とする3.5m未満の駐車区画数を増やす予定があるかどうか (N=36)



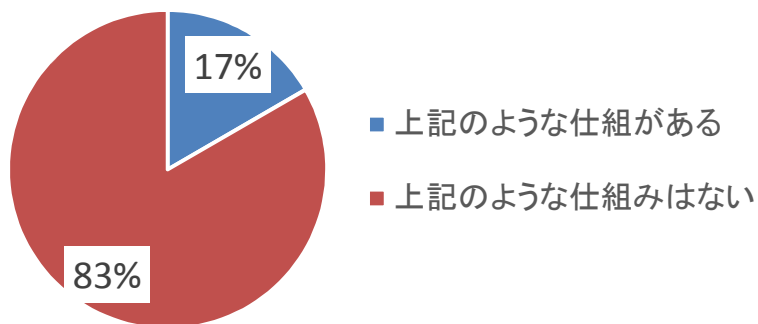
■ 今後計画的にPP制度の対象とする3.5m以上の駐車区画数を増やす予定があるかどうか (N=36)



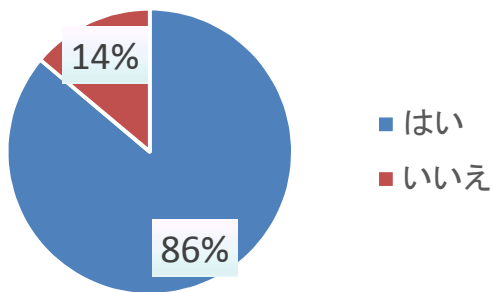
利用証と駐車区画の種類について

- 交付する利用証によって駐車できる場所が異なる仕組みがあるのが17%(6地方公共団体)。
(→ 3.5m以上の駐車区画と3.5m未満の駐車区画で利用証を分類して交付している地方公共団体。)
- 3.5mより幅の狭い駐車区画を制度の対象としているのが86%(31地方公共団体)。
(→ プラスワンスペースの取組を実施している地方公共団体)

■ 交付する利用証の種類によって駐車できる場所が異なる仕組みの有無 (N=36)



■ 3.5m以上の障害者等用駐車区画の他に3.5mよりも幅の狭い駐車区画をPP制度の対象としてるかどうか (N=36)



■ 利用証及び駐車区画の種類に応じた地方公共団体数

		駐車区画の種類	
		3.5m以上のみ対象	3.5m未満も対象
利用証の種類	1種類	5	25
	複数種類	—	6

プラスワンスペースの取組を実施

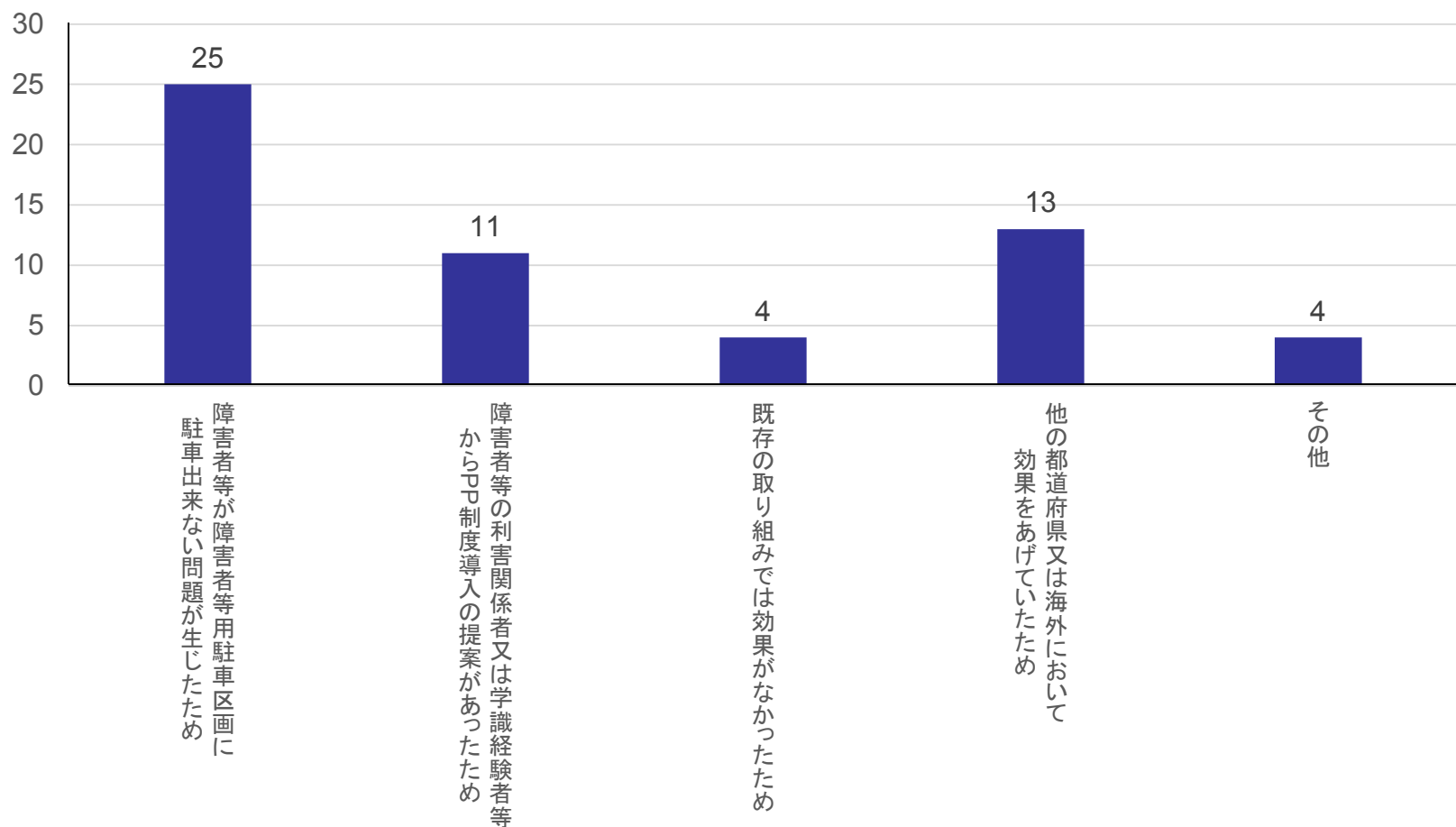
3.5m以上の駐車区画と3.5m未満の駐車区画で利用証を分類して交付

パーキングパーミット制度導入の理由について

- 制度導入の理由については「障害者等が障害者等用駐車区画に駐車出来ない問題が生じたため」という理由が最も多く、約7割の地方公共団体が選択している。

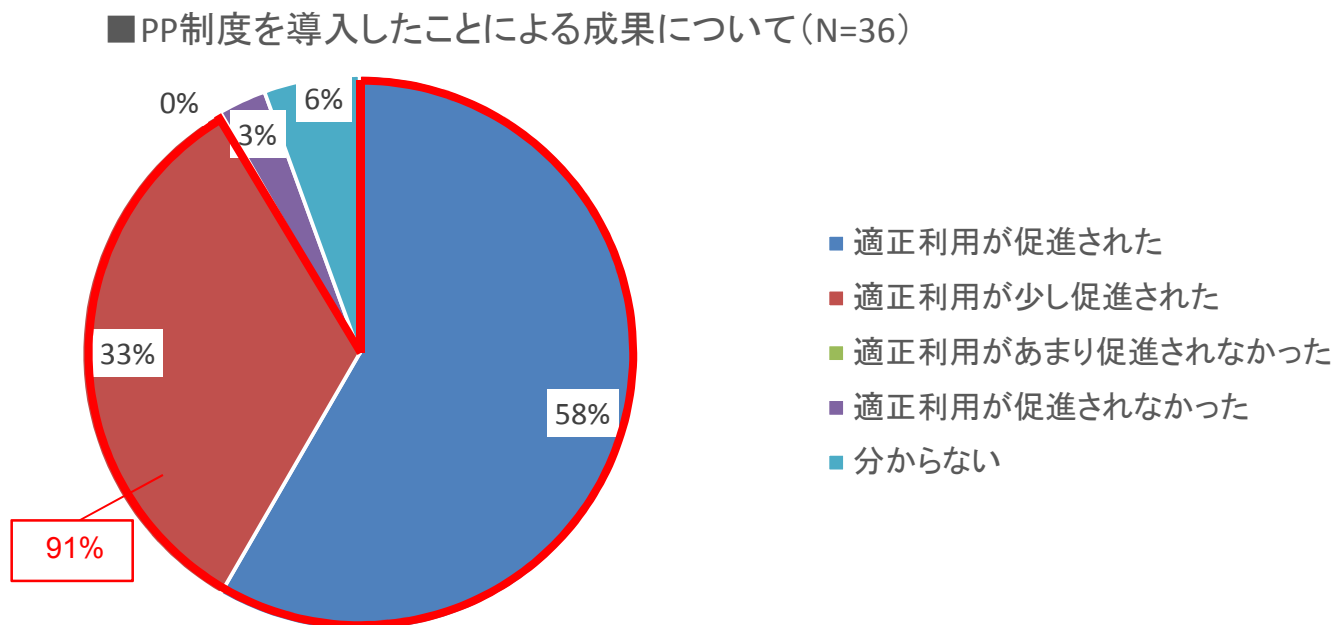
■ PP制度を導入した理由について(複数回答可)(N=36)

(地方公共団体数)



パーキングパーミット制度導入の成果について

- PP制度を導入したことによる成果について、約9割の地方公共団体が障害者等用駐車区画の適正利用が促進されたと回答。



●上記のように考えた主な理由

【適正利用が促進された又は少し促進された】

- ・利用者へのアンケート調査の結果、大半の方が止めやすくなったと回答しているため。
- ・外見では障害の分からない方や妊産婦などから止めやすくなったとの意見が寄せられたため。

【適正利用が促進されなかった又はあまり促進されなかった】

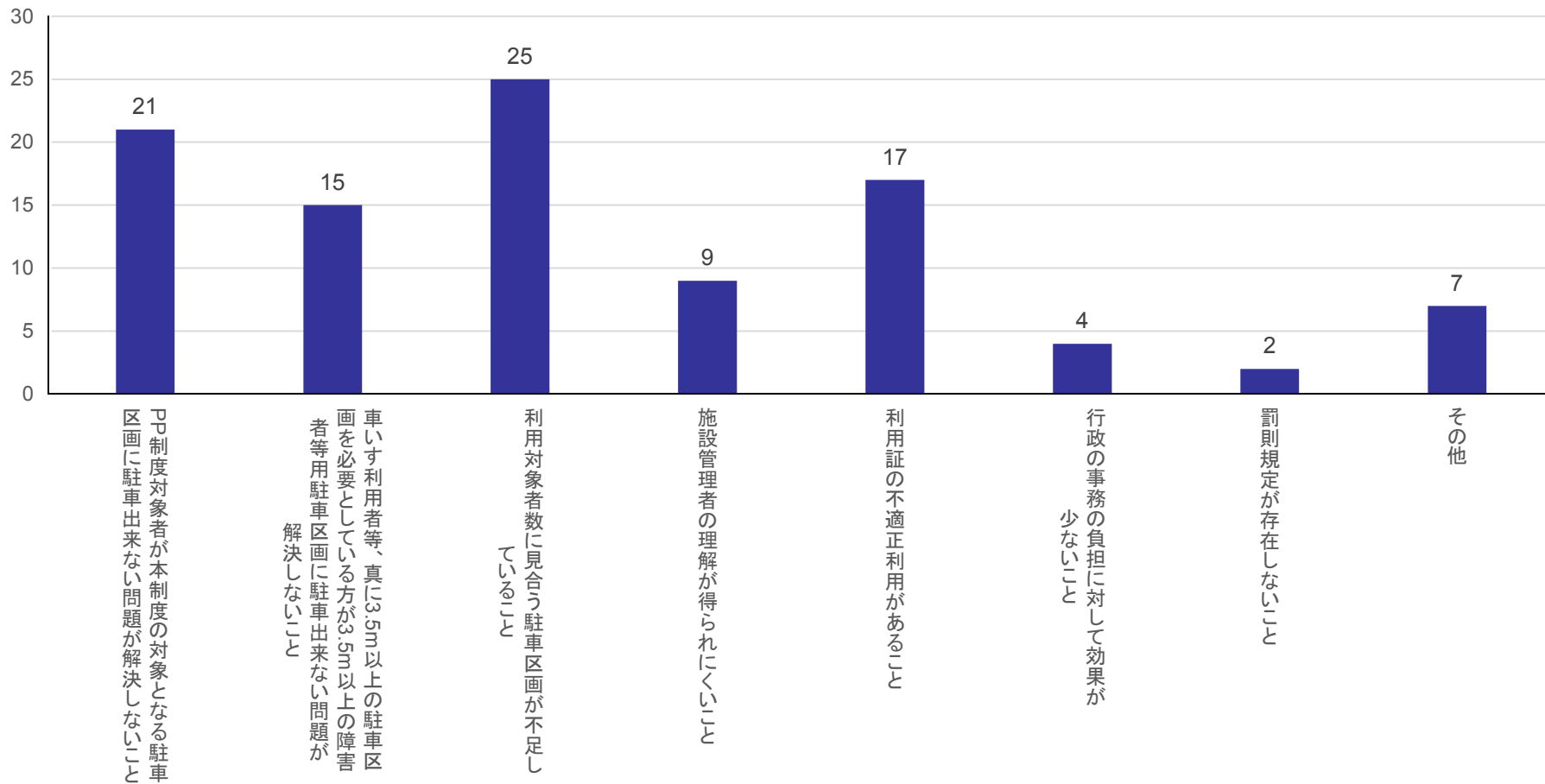
- ・成果をはかる指標がないため。

パーキングパーミット制度の課題について

- PP制度を導入した後も問題または課題があると考えている点については、利用対象者数に見合う駐車区画が不足していることが最も多く、約7割の地方公共団体が選択している。

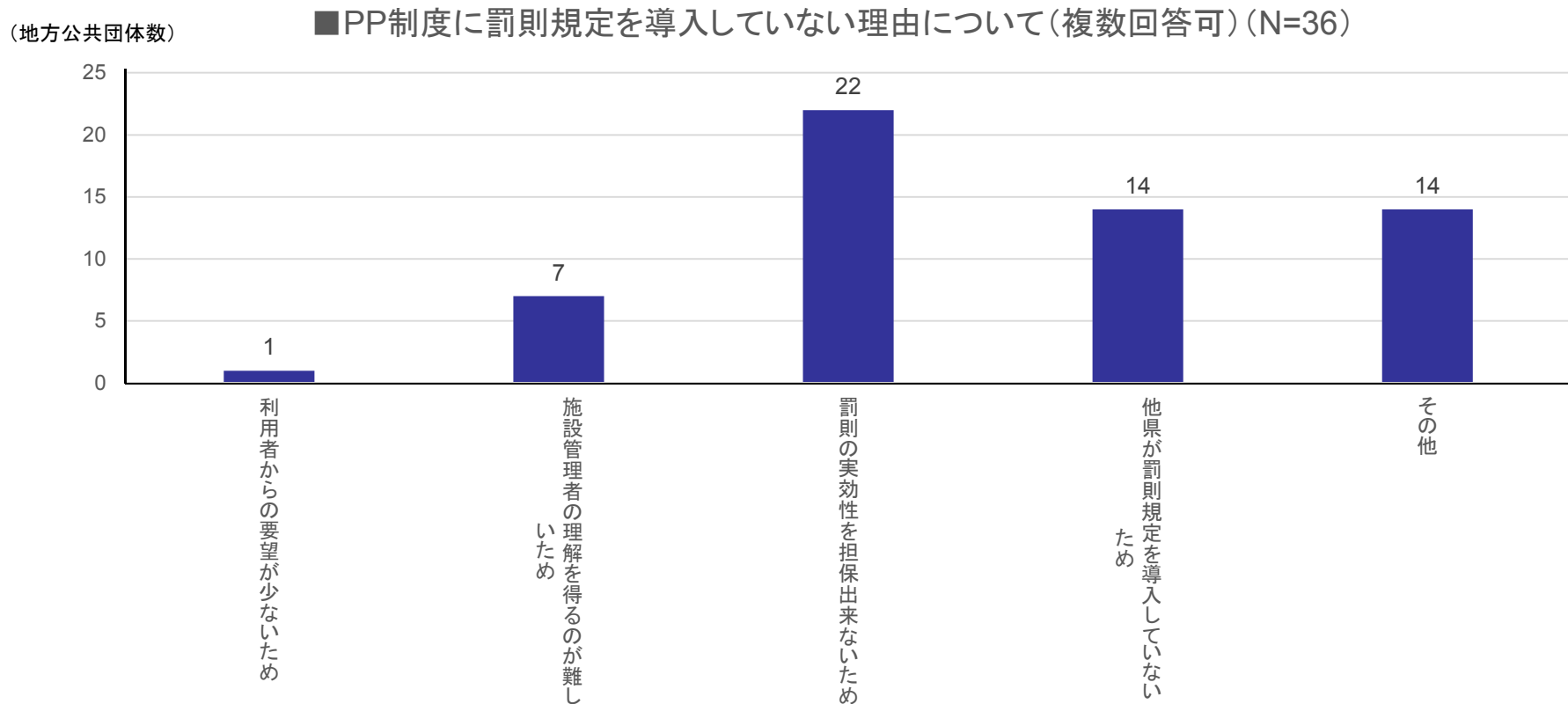
■ PP制度を導入した後も問題または課題があると考えている点について
(複数回答可) (N=36)

(地方公共団体数)



パーキングパーミット制度への罰則の導入について

- 罰則を導入しない理由としては、その実効性を担保出来ないことが最も多く、約6割の地方公共団体が選択している。



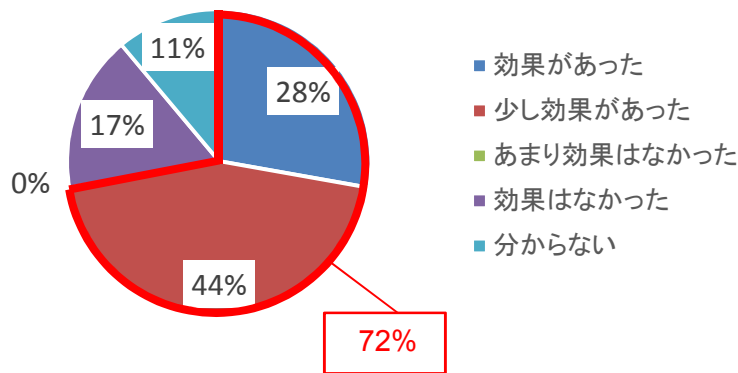
●その他の主な内容

- ・マナーづくりを図ることが目的であるため、罰則を課すことまでは考えていない。
- ・違反に対する取締り体制作り及び取締りのための予算確保が困難なため。
- ・本制度を条例化していないので罰則規定を導入することはできない。

パーキングパーミット制度の相互利用について

- 相互利用について、約7割の地方公共団体で効果があったと回答。
- 相互利用においては、制度の名称や利用対象者の要件が地方公共団体ごとに異なっていることが最も多く、約6割の地方公共団体が選択している。

■PP制度導入地方公共団体間の相互利用による効果(利用者にとって障害者等用駐車場の利用がしやすくなったかどうか)について(N=36)



●上記のように考えた主な理由

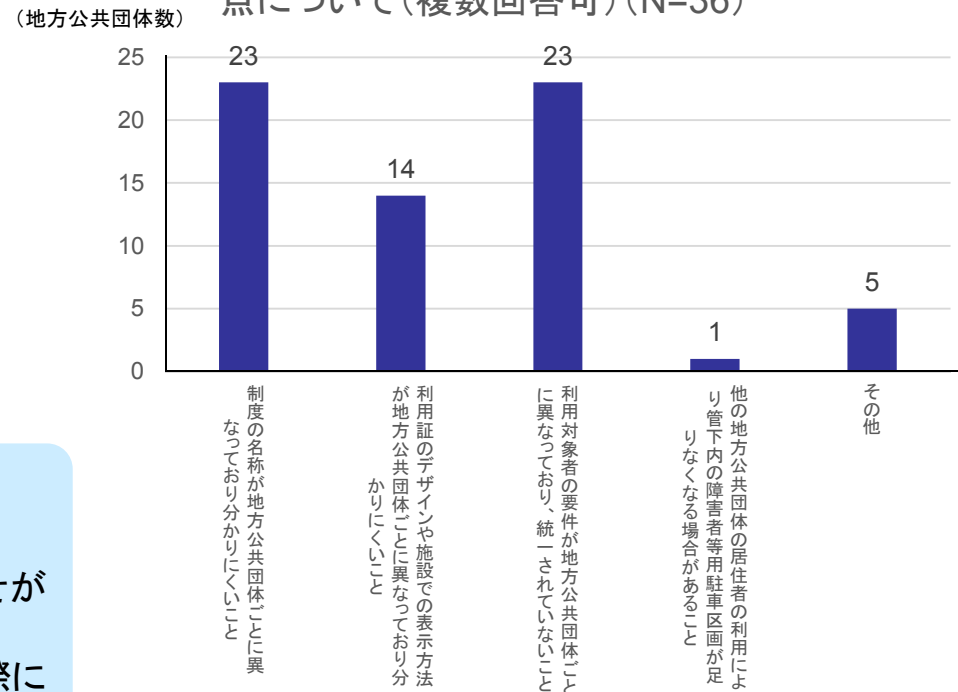
【効果があった又は少し効果があった】

- ・他地方公共団体での利用に関する問い合わせが複数あったため。
- ・他地方公共団体への通院、買物や帰省等の際に便利という利用者の声があるため。

【効果はなかった又はあまり効果はなかった】

- ・具体的な利用者調査を行っていないため。

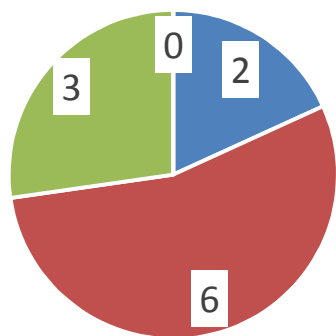
■PP制度導入地方公共団体間の相互利用について、改善の必要があると考えている点について(複数回答可)(N=36)



パーキングパーミット制度未導入の地方公共団体の本制度の導入意向

- パーキングパーミット制度未導入地方公共団体において、半数以上の地方公共団体は制度を導入する予定はないと回答。
- 導入しない理由として、行政事務の負担に対して効果が少ないためという理由や、利用対象者数に見合う駐車区画が不足していること等をあげている。

■ PP制度の導入の意向について
(N=11)



(地方公共団体数)

- PP制度を導入する予定である
- PP制度を導入する予定はない
- PP制度の導入について検討中であり、どちらともいえない
- PP制度についてこれまで検討したことがない

【PP制度を導入する予定である地方公共団体】

○パーキングパーミット制度を導入する予定であるとした理由

- ・障害者等の利害関係者又は学識経験者等からPP制度導入の提案があったため。

○パーキングパーミット制度の主な課題

- ・障害者等が障害者等用駐車区画に駐車出来ない問題が解決しないこと。
- ・利用対象者数に見合う駐車区画が不足していること。

【PP制度を導入する予定のない地方公共団体】

○パーキングパーミット制度を導入しない理由

- ・既に他の障害者等用駐車区画の適正利用の取組を実施しているため。
- ・行政の事務の負担に対して効果が少ないため。
- ・利用対象者数に見合う駐車区画が不足しているため。

【PP制度の導入について検討中であり、どちらともいえない地方公共団体】

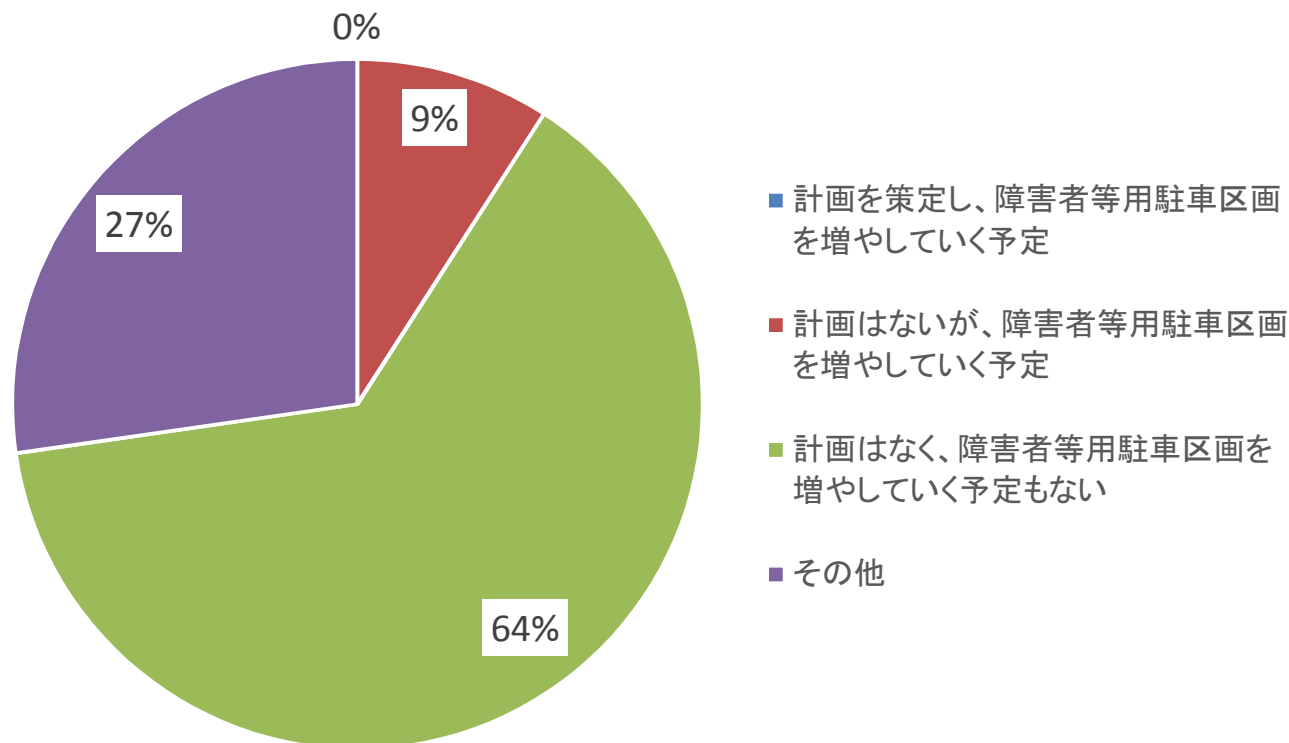
○パーキングパーミット制度の主な課題

- ・罰則規定が存在しないこと。

障害者等用駐車区画の整備の予定について

- パーキングパーミット制度未導入地方公共団体においては、約6割の地方公共団体が障害者等用駐車区画数を増やす予定はないと回答している。

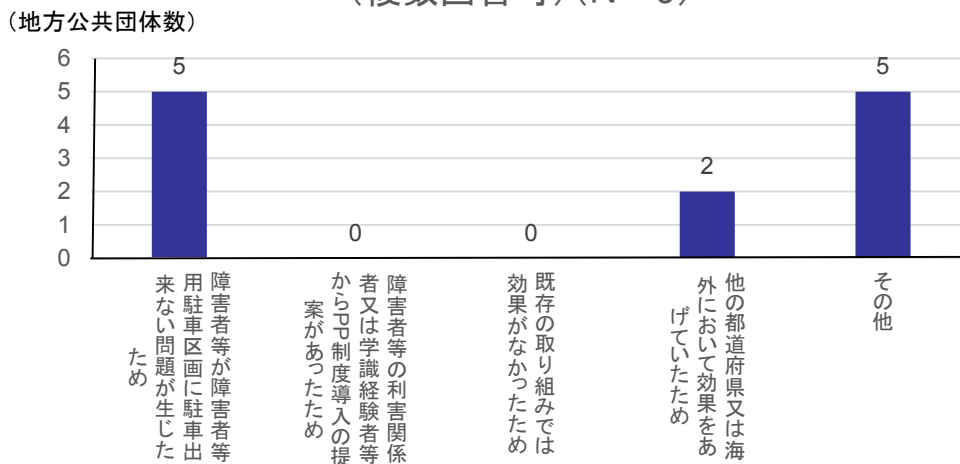
■ 今後計画的に3.5m以上の障害者等用駐車区画数を増やす予定の有無について (N=11)



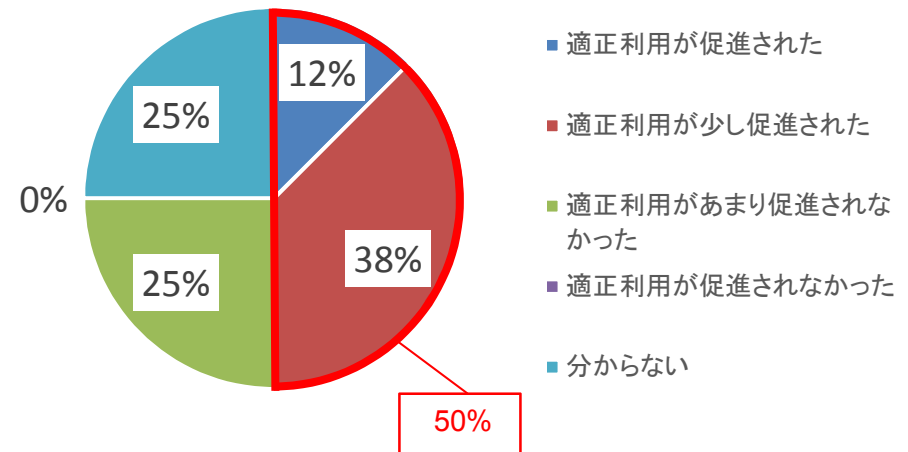
パーキングパーミット制度以外の取組について

- PP制度以外の適正利用促進方策は主に以下のものがある。
 - ・ポスターやリーフレット等を作成・配布し、普及啓発活動を実施
 - ・ラジオ等を活用して障害者等用駐車区画の適正利用について呼びかけを実施
 - ・障害者等用駐車区画の床面塗装の実施
- 上記の取組について、5割の地方公共団体は適正利用が促進されたとしている。

■ PP制度以外の制度を導入した理由について
(複数回答可) (N=9)



■ 導入したことによる成果について(N=8)



- パーキングパーミット制度以外の取組について、問題または課題と考えている主な点
 - ・より効果的な普及啓発を行っていく必要がある。
- パーキングパーミット制度以外の取組の方が良いと考えている主な理由
 - ・理解のない車の駐車を減らすためには、まず普及啓発が必要と考えているため。